

通所系サービスに係るサービス提供時間の取扱いについて

2013年（平成25年）10月18日付本市通知のとおり、通所系サービス（通所介護・通所リハビリテーション・認知症対応型通所介護）のサービス提供時間については、介護報酬に関する通知（※）において、「通所介護（通所リハビリテーション・認知症対応型通所介護）を行うのに要する時間には、送迎に要する時間は含まれないものであること」とされています。

各事業所においては、送迎に係る事業所到着・出発時刻を明確に把握しているか、また、サービス提供時間に送迎時間を含めた運用を行っていないか等、時間区分に応じた適切なサービス提供が行われているかを再度確認していただき、本来請求すべき請求区分より過大に請求していた場合には、計画の見直し及び過誤調整の手続きを行ってください。

《事例》

通所介護計画を作成する際、サービス提供時間を送迎に要する時間（15分程度）を含めて7時間と設定し、当該計画に基づき7時間以上9時間未満の時間区分で報酬を請求していた場合

⇒ サービス提供時間に送迎に要する時間は含まれないため、通所介護計画上のサービス提供時間は6時間45分となり、本来請求すべき報酬は5時間以上7時間未満の時間区分となります。

《参考》

※ 送迎に要する時間とは、次に掲げる時間を指します。

- ① 直接送迎を行う時間
- ② 事業所到着後、送迎車から事業所内までの移動時間及びサービスが開始されるまでの待機時間
- ③ サービス終了後、事業所を出発するまでの待機時間（送迎車の到着を待つ間の待ち時間等）

※ 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年3月1日 老企第36号）

※ 「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18年3月31日老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号）